

令和 8 年 1 月 6 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

政治倫理審査に関する特別委員会
委員長 赤 丸 秀 雄



政治倫理審査に関する特別委員会審査報告書

令和 7 年矢巾町議会定例会 11 月会議において付託を受けた事件の審査が終了したので、これまで行ってきた審査の経過と併せ、矢巾町議会会議規則（昭和 62 年矢巾町議会規則第 1 号）第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 付託事件

矢巾町議会議員政治倫理条例第 7 条第 1 項の規定に基づく審査請求事件

2 審査請求年月日

令和 7 年 10 月 31 日

3 審査請求者

矢巾町議会議員	村 松 信 一
同	水 本 淳 一
同	高 橋 敬 太
同	吉 田 喜 博
同	高 橋 安 子
同	昆 秀 一

4 審査対象議員

矢巾町議会議員 小 川 文 子

5 政治倫理基準に違反する事実

令和 7 年矢巾町議会定例会 9 月会議における令和 6 年度各会計決算に対する反対討論の発言において、議長の注意を無視した発言、また町長のパワハラ、職員が虚偽発言したなど、根拠、裏付けに乏しい発言。

6 審査経過

本件については令和7年10月31日に矢巾町議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づく審査請求が議長あてに提出され、同条例第10条第3項の規定により、議会運営委員会を経て、議長と審査対象議員を除く議員全員を委員とする「政治倫理審査に関する特別委員会」を設置し、付託の上審査することとなったことから、11月4日開催の矢巾町議会定例会11月会議において本特別委員会を設置し、付託を受け審査を行ってきたものである。

付託を受けてから本日までの間、特別委員会6回、幹事会1回をそれぞれ開催し、12月8日に開催した第5回目の委員会においては、審査対象議員から弁明を聞いた上で、本事件に対して条例第5条各号の政治倫理基準違反に該当するか協議した。

これまでの審査の経過は、次のとおりである。

- ・令和7年11月4日（火）第1回特別委員会開催
特別委員会委員長、副委員長を互選
赤丸秀雄委員長、谷上知子副委員長を選任
- ・令和7年11月13日（木）第2回特別委員会開催
幹事の選任と審査請求の論点整理、今後の進め方について協議
幹事として高橋恵委員、横澤駿一委員、小笠原佳子委員を選任
- ・令和7年11月20日（木）第1回特別委員会幹事会開催
審査請求の論点整理、今後の進め方について協議
本事件に対して委員から届いた意見の集約
- ・令和7年11月21日（金）第3回特別委員会開催
取り組み内容の確認及び今後の方向性と進め方について協議
条例の第5条各号に示す政治倫理基準に違反の恐れのある審査対象として論点を以下の通り整理
 - ①町長へのプライバシーを言及した・・・第5条第10項（嫌がらせ、強制、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。）
 - ②議長の再三の発言制止を無視して答弁を行った・・・第5条第1項（町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。）
 - ③決算事項とは関わりのない発言を行った（パワハラ、職員の早期退職）
・・・第5条第1項と第10項
 - ④職員の虚偽発言を断定した発言を行う・・・第5条第1項と第10項
- ・令和7年12月2日（火）第4回特別委員会開催
今後の進め方について協議
弁明の機会を12月8日（月）設けることの確認
- ・令和7年12月8日（月）第5回特別委員会開催（秘密会）

審査事案に対する対象議員からの弁明

弁明を聞いた後、政治倫理基準に対する抵触、条例第11条の措置について協議

- ・令和7年12月24日（水）第6回特別委員会開催
審査報告について協議

7 審査結果

1) 政治倫理基準違反の存否

本特別委員会では、付託された政治倫理基準に違反する事実として挙げられた審査対象議員の発言について、第3回目の特別委員会で論点を4項目に整理して、条例第5条各項に掲げる政治倫理基準に抵触するかの審査を行った。

第5回目の特別委員会においては審査対象議員の弁明の機会を設け、引き続き協議を行い、最終的に論点として挙げた各項目に関し採決を行った。

1項目目の「町長へのプライバシーを言及した」件については第5条第10項、2項目目の「議長の再三の発言制止を無視して答弁を行った」件については第5条第1項を対象とし政治倫理基準違反の有無の判断を協議し、審査対象議員からも弁明の余地が無い旨の発言もあり、全会一致で政治倫理基準に違反するという認識が確認された。

3項目目の「決算事項とは関わりのない発言を行った（パワハラ、職員の早期退職）」件については、当委員会においては発言した内容の事実確認まで踏み込むべきものではないことから、その内容が発言者が関係するとの主観で発言したと主張する以上、決算に関する反対討論として関連性なしとまでは断言できず「品位及び名誉を損なうような行為を慎む」ものに該当するか判断が難しいとの意見もあった。採決の結果、条例第5条第1項の政治倫理基準に違反するとの意思表示は7名で少数、同じく条例第5条第10項の政治倫理基準に違反するとの意思表示は6名であり、過半数に達しなかった。

4項目目の「職員の虚偽発言を断定した発言を行う」件については、条例が発言に関して細部まで規定した条文となっていない以上、本委員会で審査できないとの意見がある一方、確認が取れていない発言自体は、条例第5条第1項の「品位及び名誉を損なうような行為」に該当する、との意見もあり、採決の結果、条例第5条第1項の政治倫理基準に違反するとの意思表示は10名で多数、条例第5条第10項の政治倫理基準に違反するとの意思表示は6名で過半数以下であり、条例第5条第1項の点で政治倫理基準に違反との結果となった。

以上から、本件における審査の結果、違反の事実として「町長へのプライバシーを言及した」ことに関し第5条第10項、「議長の再三の発言制止を無視して答弁を行った」こと及び「職員の虚偽発言を断定した発言を行う」ことに関し第5条第1項の政治倫理基準に違反が認められたことから、本特別委員会としては政治倫理基準に違反する事実があったと結論付けるものである。

なお、「決算事項とは関わりのない発言を行った」の件に対して政治倫理基準

違反との判断に至らなかったことは、その対象となる発言内容について本委員会が事実であったと結論付けるものではないことを申し添える。

2) 条例第11条第1項による必要な措置について

政治倫理基準違反が存在すると特別委員会で結論付けたことから、併せて本会議で議決した場合の条例第11条第1項による必要な措置について協議を行った。

委員大半の意見は条例第11条第2項のうち第1号「議長の注意喚起」か、第2号「議場における謝罪文の朗読」が相当との意見であり、改めて措置について採決をとった結果「議長の注意喚起」が2名、「議場における謝罪文の朗読」が13名という結果から、本特別委員会としては条例第11条第1項による必要な措置について同条第2項第2号の「議場における謝罪文の朗読」が相当として結論付けるものである。